

令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、
令和4年2月16日（水）～令和4年3月15日（火）

例年、初日や期限間際は大変混雑しています。

電子申告（e-Tax）をご利用いただき、申告書作成会場（税務署）の混雑緩和にご協力ください。



自宅のパソコンやスマホでの申告が最も新型コロナウイルス感染防止対策となります。
昨年度の確定申告では国税庁HPを314万人（3年前の約5倍）の方が、スマホは102万人（2年前の約8倍）の方が利用されています。

○ 税理士によるサラリーマンや年金受給者のための地区相談会場

場 所	開設日	相談受付時間
三木市立市民活動センター 3階 大会議室	2月2日(水) ～2月4日(金)	9:30～15:00 相談受付件数を抑制しますので、早めに受付を終了する場合があります。

※ 「年金受給者」、「給与所得者の医療費控除、寄付金控除」、「中途退職」の方が対象です。

※ 「土地・建物・株式等の譲渡所得」、「贈与税の申告」の相談は行いません。

○ 申告書作成会場

場 所	開設日	相談受付時間
三木税務署 1階 大会議室	2月16日(水) ～3月15日(火) (土・日・祝日を除く) ※ 消費税の申告期限は3月31日(木)	9:00～16:00 相談受付件数を抑制しますので、早めに受付を終了する場合があります。

○ 注意点

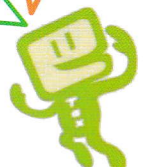
- 会場内の混雑を回避するため、相談受付件数により後日の来場をお願いする場合があります。
- ご来場される際は、マスクの着用、筆記用具や計算器具の持参をお願いします（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）。
- 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りする場合があります。
- お車で来られる場合は、駐車場が狭いため、お待ちいただく時間が長くなるほか、周辺道路が渋滞し、交通事故等につながる恐れがあります。可能な限り、電車・バス等でお越し願います。
- 申告義務のない還付申告の方は、3月16日以降でも申告相談をお受けいたします。

◎納付期限日及び振替納付日

税目	納付期限日	振替納付日
所得税及び復興特別所得税	3/15（火）	4/21（木）
消費税及び地方消費税	3/31（木）	4/26（火）
贈与税	3/15（火）	

振替納税は、口座引落しによる納付方法です。
是非、ご利用ください。

便利です。



※ 新たに振替納税を希望する方は、「預貯金口座振替依頼書」を、納付期限日までに提出してください。